

郷土室だより

前号では家康が天正十八年八朔に江戸入部する六年前（天正十二年＝一五八四年）に、当時の本拠地の浜松で唐人一官に対して間口京間十間・奥行き二十間の町屋敷を与えていたことを述べた。

一官は家康の江戸移封にしたがって江戸に移住をして、後に「日本橋通り二丁目」（現在の日本橋交差点の南西角）に、浜松時代の地坪と同じ形に「間口十間・奥行き二十間の町屋敷」を拝領し、それが現在の柳屋ビルディングの経営に継承されていることも述べた。

現在の柳屋の経営者に伝えられているこの事柄の記録『堀八郎兵衛家文書』を総合すると、「堀家」の先祖となる「唐人一官」は、当時の明国人と推定され、薬マニアでもあった家康の信頼を得て、浜松城下で薬品輸入の面で家康の便を図っていたと推定される。また当時の一般的な状況からして前号に書いたように、それが「薬種（火薬）」輸入顧問であった可能性も十二分にあると考えている。ともあれ、一官はおそらくは天正十八年中に家康の家臣団とその家族と

「変りゆく都市像」(9)

◇城主と都市

前号では家康が天正十八年八朔に江戸入部する六年前（天正十二年＝一五八四年）に、当時の本拠地の浜松で唐人一官に対し

て間口京間十間・奥行き二十間の町屋敷を与えていたことを述べた。

一官は家康の江戸移封にしたがって江戸に移住をして、後に「日本橋通り二丁目」（現在の日本橋交差点の南西角）に、浜松時代の地坪と同じ形に「間口十間・奥行き二十間の町屋敷」を拝領し、それが現在の柳屋ビルディングの経営に継承されていることも述べた。

現在の柳屋の経営者に伝えられているこ

の事柄の記録『堀八郎兵衛家文書』を総合

すると、「堀家」の先祖となる「唐人一官」

は、当時の明国人と推定され、薬マニアで

もあつた家康の信頼を得て、浜松城下で薬

品輸入の面で家康の便を図っていたと推定

される。また当時の一般的な状況からして前

号に書いたように、それが「薬種（火薬）」

輸入顧問であつた可能性も十二分にあると

考えている。ともあれ、一官はおそらくは

天正十八年中に家康の家臣団とその家族と

①鷺宮町は鷺宮町一丁目と八
甫に二箇所。以下時計回りに②
庄和町の鷺巣に鷺巣神社、③宮代
町の東条原に鷺宮神社、④白岡町の
下野田に鷺宮神社、⑤春日部市栄町に
鷺香取神社、⑥岩槻市上野に鷺宮神社、
⑦久喜市の下早見に鷺宮神社、⑧行田市広
田に鷺巣神社、⑨羽生市尾崎に鷺宮神社、佐
波（外記新田に鷺神社二箇所）、発戸・下村君・
常木に鷺尾神社、⑩北川辺町栄に鷺神社二箇所な
ど。⑪幸手市は香取神社のみ。



ともに浜松から江戸に到着してい
たのである。

武家社会では主君と家臣との関
係は、主君に対して「家の子郎等」
と呼ばれた絶対服従の関係にあつ
たのが、打ち続く戦国争乱期に戦
闘要員の確保が優先されるよう
なり、鬨争術や新兵器の「鉄砲上
手」といった技能＝武芸者の登場
と共に、戦闘力の出来高払い的な、
契約関係に移行していた。武芸者
のほうで雇用主を選んで就職する
ようにもなつていていたのである。

豊臣秀吉の子飼いの大名・石田
三成は自家の戦闘能力を維持・確
保するために、当時武将としての
能力で定評があつた島左近を、自
分が秀吉から受ける禄高の半額以
上を支出して召抱えたことが有名
である。それが三成の秀吉に対する
最上の忠義だとされていて、
それがそのまま『武家の美談』と
して流布されていたのである。

武家の論理は歴代に亘る「一族
郎党の献身的忠節」や「一所懸命」
で主君に仕えることよりも、武家
奉公人はいかにして戦場で主君の
戦功が上げられるかという一点に
懸けた働きをすることが何よりも

優先されたのである。

そうした風潮の中で、武家では
なく国際商人であつた「一官」が、
家康の転勤に従つて、江戸に移住
したということは、武家以上に武
家的であった行動とも言えた。そ
れは家康に対する「一官」の先物
買いであつたかも知れないが、特
筆大書すべき行動だつた。

というのは、家康の旧領には徳
川には相当に敵対的な意識を持つ
た秀吉子飼いの諸大名が、先を争
つて新領土に「入部」（実質的には
占領行為と同じ）していくからで
ある。浜松における「一官」の既
得権は簡単に新領主から否定され
たとしても当時としてはいわば當
然の事柄であった。

徳川家に限らず全国の大名の場
合でも移封・転封などの「入部」
記念日は強く意識されていた。徳
川の江戸入部も「八朔の御討ち入
り」と呼ばれ、江戸時代には特別
の記念日として「五節句」の祝儀
以上に重視されていたのである。

◇旧徳川領に入部した大名

旧徳川領に進駐した大名とその

禄高を『角川日本史辞典』「豊臣時
代大名表」で概観してみると、お

直末、五万石。鈴星山・佐藤秀方、
一万石。今尾・市橋長勝、一万石。小

国では浜松・堀尾吉晴、十二万石。
掛川・山内一豊、五万石。横須賀・
渡瀬繁詮、三万石。三河国では吉

田・池田輝政、十五・二万石。岡
崎・田中吉政、五・七万石。刈屋・
水野忠重、？駿河国では府中（静
岡）・中村一氏、十七・五万石。沼
津・中村氏次、三万石。といった

状況があつた。

さらに尾張の場合には清洲・三

好吉房、十万石。黒田・一柳直盛、
三万石。犬山・石川貞清、一・二
万石。という状況を示す。これら

つまり都市が多かつたことが認め
られよう。

以上の概観はそれぞれの国ごと
に成立していた城郭を、支配の拠
点とした大名だけであることが特
徴的である。この時点では家康旧
領の国々には大名の城郭とは独立
的に存在していた都市が殆んど無
かったという点に注目してほし
い。

信長に「楽市樂座」政策を考案
させた地域としての、先進地帯と
しての美濃の場合は「居城」とし
て挙げられている地点は岐阜・織
田秀信、十三・三万石。金山・森
忠政、七万石。大垣・伊藤盛景、
岩槻・高力清長に二万石。騎西・
松平康重、二万石。深谷・松平家広、一
万石。高松・徳永寿昌、二万石。福東・
萬石。川越・酒井重忠、一万石。

◇武藏の場合

それでは家康の新領土の中心で
あつた武藏国の場合はどうであつ
たろう。家康自身の所領高は二四
二万石で、本拠を江戸に置いたこ
とはいうまでも無い。このほかに
西尾光教、二万石。福東・萬石。曾
禰・西尾光教、二万石。松平・松平家
廣、一万石。

忍・松平家忠、一万石。羽生・大久保忠隣、一万石。東方・松平康長、一万石。八幡山・松平家清、一万石。本庄・小笠原信頼、一万石といった配置を示す。

上野国では沼田・真田信之、二・七万石。箕輪・井伊直政、十二万石。館林・榎原康政、十万石。厩橋・平岩親吉、三・三万石。藤岡・依田康勝、三万石。小幡・奥平信昌、三万石。吉井・菅沼定利、二万石。白井・酒井家次、三万石。古河・小笠原秀政、三万石。関宿・松平康元、二万石。以下、多胡に保科、守屋に土岐、岩富に北条、阿知戸に木曾などをそれぞれ一万石で封じている。

つまり国境線の主要都市には譜代の軍団長クラスを配置し、中心部の江戸に近接した農村地域は一萬石クラスの将校（旗本）に任せている。これは上総・下総・相模などの徳川領の国の場合にもほぼ共通である。

諸国のはうが城や城下町といつた時代には、『都市の核』が成立していった数は圧倒的に多いのである。つまり天正十八年という十六世紀末の時期には、旧徳川領があつた東海地方よりも経済的後進地帯と見なされていた関東地方のほうが、はるかに都市的であつた。

たのだが、なぜか戦後になると関東地方の中世史には全く取り上げられなくなつた資料もある。このような現象は歴史研究の恣意性というか流行性を物語るものだと考えるのだが、ここではそのことの指摘にとどめておく。

「市場之祭文」に戻ると原所蔵者は埼玉平野の中央部の岩槻市内の旧大口村の武助であつた。以下に原文に適宜漢字を入れて書き直したもののが次の「祭文」である。

〔謹請散供再拝々々、敬白〕

それ市というは、私のはかりごとに在らず、伊勢天照太神、住吉大明神の御はかりごとなり。衆生の宝に何事があるべき。市に増したる宝はあらじ。

天竺には門前の市、舞の市、たからの市、唐土には津問いの市、西南の市と名づけたり。天竺の門前の市をわが朝に移して、松堂を祝い守護神をあがめ、十物十、百物百、千物千、種々色々の物を松堂の御前に供え奉り、境神当国六所大明神、□（金か）の御たけ（金鑽神社か）、安光、高谷、塩舟等七所の権現、殊にはこの所の鎮守、普天率土

の有情非情、大小神祇、冥道をうまいもさうして言く。
今、南えん浮提、日本国王城のひがし武州庄郡郷村に、市をたて、種々の物けうやく（交易）をしめさんとす。
市はこれ万物のあつまる所、町は財宝交易の構なり、国土豊饒のはかり事、人民渡世のたから、なに事かこれにしかんや。これにより農帝の御代よりはじめて市をたてしこのかた、漢土日本諸国諸郡に市をたてぬる。これひとへに国土太平の源なり。しかるに吾朝に市立ちはしめし事は、昔大和の国宇陀郡に三輪の市を立て、いちおり長者この市を立て始め、この方、住吉の浜に草木の市と名づけて、九月十三日に立けり。それより西ノ浜の恵比寿の三郎殿の浜の市とて立ち、常陸国鹿嶋大明神も七月七日に市を立はじめ給いしより、尾張国あつたの大明神も手向の市を立ても熱田に市を立て給ふ。下野国日光権現も中市を立て給ふ。出羽国羽黒権現も手向の市を立て給ふ。信濃国諏訪大明神も御さ山の市を立て給ふ、武州六所大

◇「市場之祭文」

明神も五月会の市を立て給ふ。

足立の郡氷河大明神も氷河の市とて立ち給ひて、人民を守り國々保々庄園郷村里々に市を立つる事、神の恵みより出でたり。

神必ず擁護し給うに於いては、國家穏やかに人民豊かなり。

故に正直の政を鷺の世といひ、正直の率法を鷺の法と名づけた

り。しかるに身の上の飾り、口の中の食も、これ市をもつて駄とし、町を以つて本とす。しか

るに当地頭ならびに在地の貴賤上下、一味同心の議をいたし、

はじめてかの所に店屋をこしらへ、新しく市をたて、守護神市姫をあがめ奉る物なり。

本地を申せば、往古の大日如来法身のみなもとより出で給ひ、和光の塵に交わり、化度利生のためと、垂迹し現われし給

ふ。或いは月とも現れ、日ともなり給ふ、其の光たれかいただかざらん、或いは雨となり雲ともなり給ふ、その徳のおそれ誰かかうむらざらん。

しかるに飲食・衣服・金銀・珠玉、売る人も買う人も、悉く売買の徳利の喜びをなし、富貴

は堯舜の御代に異ならず、細々の珍事倫憂の難なく、近きより遠きに望み、今この市に立つ人

は、百二十年の御命をば保つべし。この市の繁盛は、天竺の門前市のごとくならん。天長地

久・御願円満・息災延命のため、時には七難息滅・七福即生、百姓与樂、常に歡喜、万春栄花、

千秋繁昌と敬白。」

とある。なおこの「開市宣言」

の末尾に、当初の日付より五十四年後の応永二十二(一四一五)年

七月二十日付で、武藏国の開市場十九箇所の地名と、下総国の三箇所の地名が列記されている。

この祭文の始めの段で伊勢をはじめ東国の大明神を列記した

上で、武藏国の大明神(現大國魂神社)とそれに連なる七社の

神社名を挙げて、それぞれの境内で市立てが行なわれていることを強調する。それは「正直の政を鷺の世といひ、正直の率法を鷺の法と名づけたり」という当時の『市場原理』を掲げたものでもあった。

「鷺」は「正直」を理念とした和市であり、「私市」は私意思の強市とは対照的な理念であることを強

調しているのである。「鷺」は大鳥に転じて関東地方には広く「大鳥

「寛保治水碑」がある。寛保二(一七四二)年の大水害の復旧に天下

在も盛んな各地の大鳥神社の『西の市』が知られている。

この鷺・大鳥・酉の転化を代表するものが埼玉県「北葛飾郡」鷺

宮町(東武伊勢崎線)に鎮座する鷺宮神社である。この社は古利根川右岸の自然堤防上に立地し、日

本武尊以来の由緒を伝える。吾妻鏡の建久四(一九三)年にも

記載があり、下つて天正十九(一五九一)年には徳川家康から社領

四百石の寄進を受けている(江戸

総鎮守の神田明神は五石)。鷺宮町は中世から鳥居前町(いわゆる門前町と同じ意味)として知られた。

五九一年には徳川家康から社領四百石の寄進を受けている(江戸

総鎮守の神田明神は五石)。鷺宮町は中世から鳥居前町(いわゆる門

前町と同じ意味)として知られた。

鷺宮神社には関東地方の神樂の源

流だとされる土師一流催馬樂神

樂が伝えられる。その名の通り土

楽が伝えられる。その名の通り土

楽が伝えられる。その名の通り土

楽が伝えられる。その名の通り土

楽が伝えられる。その名の通り土

楽が伝えられる。その名の通り土

しない。なお鷺宮神社境内には

「寛保治水碑」がある。寛保二(一七四二)年の大水害の復旧に天下

普請の要員として動員された毛利

広定の立てた記念碑である。

いちばの原形、市場原理をそのまま名称にした「鷺宮」ゆえに、丁寧に紹介したが、現在の鷺宮の周囲には同様な成り立起原を持つ

「都市」が数多くあつたのである。

中央アジアの一大都市群でもあるシルクロードは「水」さえない地域を通過して成立している。逆

に言えば「百貨」が自給自足できる場所には「市」は不要なのである。大氾濫原を水田化した地域にこそ「市」が必要だったのである。

埼玉平野の多くの「和市」はそれゆえに誕生した。

埼玉平野の多くの「和市」はそれ

ゆえに誕生した。

鷺宮神社の分布は埼玉県鷺宮町を中心とした鷺宮神社の分布図だ

が、図には市・町役場の所在地を

番号で示す。